

地方消費税交付金（社会保障財源化分）の用途について

平成26年4月1日より消費税率が5%から8%に、また、令和元年10月1日より8%から10%に引き上げられたことに伴い、増収分についてはその用途を明確化し、全て社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

本町では、令和3年度決算における「地方消費税交付金（社会保障財源化分）」について、下記の社会保障施策に充当し実施しましたので公表いたします。

令和4年12月

■ 歳入歳出決算の状況	【歳入】 地方消費税交付金（従 来 分）	176,658	千円
	地方消費税交付金（社会保障財源化分）	222,703	千円
	計	399,361	千円
【歳出】	社会保障施策に要する経費（総 額）	3,396,586	千円

■ 社会保障施策に要する経費（内訳）

社会保障施策区分	経 費	財 源 内 訳					主 な 事 業 内 容	
		特 定 財 源			一般財源	うち、引上げ分の 地方消費税交付金 (社会保障財源化分)		
		国・県 支出金	町 債	その他				
社会福祉	障害者福祉事業	640,731	450,231	0	0	190,500	18,244	介護・訓練等給付費、重度心身障害者医療費
	高齢者福祉事業	309,104	4,413	0	34,451	270,240	25,880	高齢者福祉施設管理費、養護老人ホーム諸経費
	児童福祉事業	1,029,872	288,263	0	38,009	703,600	67,382	保育所（公立・私立・認定こども園）諸経費、乳幼児・児童医療費
	母子福祉事業	22,530	8,041	0	0	14,489	1,387	妊産婦健康診査事業、ひとり親家庭医療費
	その他	38,008	29,871	0	0	8,137	779	町民館及び隣保館（管理・事業）費
	小 計	2,040,245	780,819	0	72,460	1,186,966	113,672	
社会保険	介護保険事業	435,004	37,608	0	0	397,396	38,057	介護保険特別会計への繰出金
	国民健康保険事業	233,485	88,680	0	0	144,805	13,867	国民健康保険特別会計への繰出金
	後期高齢者医療事業	447,339	83,804	0	0	363,535	34,815	後期高齢者医療特別会計への繰出金、後期高齢者医療広域連合医療費負担金
	小 計	1,115,828	210,092	0	0	905,736	86,739	
保健衛生	疾病予防対策事業	78,052	2,705	0	1,098	74,249	7,111	各種予防接種事業、健診事業
	診療所管理運営事業	152,520	0	0	3,943	148,577	14,229	診療所特別会計への繰出金
	医療提供体制確保事業	9,941	0	0	0	9,941	952	緊急医療病院群輪番制病院負担金
	小 計	240,513	2,705	0	5,041	232,767	22,292	
合 計	3,396,586	993,616	0	77,501	2,325,469	222,703		

※ 地方消費税交付金（社会保障財源化分）については、各事業に要する一般財源の比率に応じて按分して充当しています。